

令和6年度第1回北区子どもの権利委員会 次第

日時：令和6年10月10日（木）17時00～

場所：北とぴあ7階 第二研修室

第1部 委嘱状交付式（17時00分～17時30分）

- 1 委嘱状交付
- 2 やまだ区長と懇談会

第2部 北区子どもの権利委員会（17時45分～19時00分）

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 会長の選出
- 4 副会長の選出
- 5 諮問（北区子どもの権利委員会への諮問について）
- 6 第1期北区子どもの権利委員会の開催スケジュール（案）
- 7 第1期北区子どもの権利委員会 会議のルールについて（案）
- 8 子どもの権利に関する施策等に関する報告事項
- 9 グループワーク
今日の振り返り、子どもが会議で意見を言いやすい雰囲気づくりについて 等
- 10 その他
- 11 閉会

【資料一覧】

資料名	配付区分
資料1 委員名簿	事前送付
資料2 東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例	//
資料3 東京都北区子どもの権利委員会規則	//
資料4 東京都北区子どもの権利委員会への諮問について	//
資料5 〈内田委員資料〉第1期北区子どもの権利委員会	//
資料6 第1期北区子どもの権利委員会の開催スケジュール（案）	//
資料7 第1期北区子どもの権利委員会 会議のルールについて（案）	//
資料8 子どもの権利に関する施策等に関する報告事項	//
資料8参考資料 子どもの意見等を聴取する取組	//

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・曾根

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話：03-3908-9097

第1期 北区子どもの権利委員会委員一覧
 (令和6年9月1日～令和8年8月31日)

資料 1

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	ウチダ トウコ 内田 塔子	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授
学識経験者	ハヤシ ダイスケ 林 大介	浦和大学社会学部准教授
区民等	タナカ ユウキ 田中 優希	公募委員（子ども・若者枠）
区民等	ハタガワ マキコ 畑川 麻紀子	公募委員
区内団体推薦	コシバ チカコ 小柴 千佳子	北区民生委員児童委員協議会
区内団体推薦	スズキ マサオ 鈴木 将雄	北区青少年地区協議会
区職員・関係行政機関	シミズ トモコ 清水 智子	北区立小学校長会（谷端小学校）
区職員・関係行政機関	モリヤ ノブアキ 守谷 暢明	北区立中学校長会（十条富士見中学校）

※選出区分ごとに五十音順、敬称略

人数 8名

北区子どもの権利委員会「子ども委員」一覧

選出区分	氏名	所属
子ども委員	^{しのはら} 篠原 ^{せいたろう} 星太郎	十条富士見中学校
子ども委員	^{むとう} 武藤 ^{まな} 愛菜	十条富士見中学校
子ども委員	^{よろず} 萬 ^{けいた} 慶太	十条富士見中学校
子ども委員	^{むらまつ} 村松 ^{ちはる} 千桜	明桜中学校
子ども委員	^{げんか} 玄間 ^{もか} もか	堀船中学校
子ども委員	^{まえかわ} 前川 ^{りの} 璃乃	堀船中学校
子ども委員	^{むらた} 村田 ^{たいが} 大河	堀船中学校
子ども委員	^{はやかわ} 早川 ^{こうへい} 航平	滝野川紅葉中学校
子ども委員	^{うえだ} 植田 ^{あやか} 彩香	飛鳥中学校
子ども委員	^{おおかわ} 大川 ^{なつみ} 夏実	飛鳥中学校
子ども委員	^{とべ} 戸邊 ^{あかり} 明里	飛鳥中学校

人数 11名

○東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例

令和六年三月二七日条例第三号

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 子どもの権利の保障

第一節 大切な子どもの権利（第四条）

第二節 子どもの権利を保障するための役割（第五条—第八条）

第三章 子どもの幸せの実現に向けた取組の推進（第九条—第十七条）

第四章 子どもの権利に関する施(し)策(さく)の推進および検証

第一節 子どもの権利に関する施(し)策(さく)の推進等（第十八条・第十九条）

第二節 東京都北区子どもの権利委員会（第二十条—第二十三条）

第五章 子どもの権利擁(よう)護(ご)（第二十四条—第二十七条）

第六章 雑則（第二十八条）

付則

〈子どもたちからのメッセージ〉

私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様(さま)々(ざま)な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報(むく)われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑(ちょう)戦(せん)できる環(かん)境(きょう)をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環(かん)境(きょう)づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応(おう)援(えん)をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさんには、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。

〈大人からのメッセージ〉

私たち大人は、東京都北区（以下「区」といいます。）と協力して、子どものみなさんが幸せな状態で生活を送ることができるよう、この条例の趣(しゆ)旨(し)をふまえ、子どもの視点に立って、子どものみなさんと関わるよう努力します。

〈区からのメッセージ〉

子どものみなさん。区は、みなさんが幸せを感じながら健(すこ)やかに成長できることが、何よりの幸せであると思っています。そのため、みなさんの様(さま)々(ざま)な権利が保障されるよう、全力を挙げて取組を進めます。

大人のみなさん。区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民のみなさまに協力を求めてまいります。

区は、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）の理念に基(もと)づき、前述のような子どもたち・大人からの思いがかない、子どもたちが幸せな状態で生活を送ることができるようこの条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基(もと)づき、未来を担(にな)う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望を持って健(すこ)やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とします。

（言葉の意味）

第二条 この条例において「子ども」とは、次の各号のいずれかに当てはまる十八歳(さい)未満の人およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。

一 区内に住んでいる人

二 区内で学んでいる人または働いている人

三 前二号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

3 この条例において「区民等」とは、次の各号のいずれかに当てはまる人をいいます。

- 一 区内に住んでいる人
 - 二 区内で学んでいる人または働いている人
 - 三 区内で事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）
 - 四 前三号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人
- 4 この条例において「育ち学ぶ施(し)設(せつ)」とは、保育所、幼稚園、学校その他の子どもが育ち、学び、または活動するために利用する施(し)設(せつ)をいいます。
- 5 この条例において「団体」とは、子どもが育ち、学び、または活動するための団体をいいます。

(基本理念)

第三条 子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします。

- 2 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相(そう)互(ご)にこれを尊重し合い、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます。
- 3 子どもが将来への夢と希望を持って、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環(かん)境(きょう)を整備します。

第二章 子どもの権利の保障

第一節 大切な子どもの権利

第四条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体の活動、地域社会等のあらゆる場面において、特に次にかかげる権利が保障されます。

- 一 自分の意見、考え、気持ち等（以下「意見等」といいます。）を表明し、およびそれが尊重されること。
- 二 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- 三 家庭の環(かん)境(きょう)、経済的な状況、社会的身分、年(ねん)齢(れい)、性別、障害の有無、国(こく)籍(せき)、性のあり方等により差別をされないこと。
- 四 安全・安心に過ごせること。
- 五 ゆったりと安心できる場所で休めること。
- 六 プライバシーが大事にされること。
- 七 遊ぶこと。
- 八 様(さま)々(ざま)な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。
- 九 くり返し挑(ちょう)戦(せん)できること。
- 十 なやんでいること、困っていること等を相談できること。

十一 一人ひとりに応じた学ぶ環(かん)境(きょう)が確保されること。

第二節 子どもの権利を保障するための役割

(区の役割)

第五条 区は、子どもの権利を保障するための施(し)策(さく)を推進することにより、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行うものとします。

2 区は、子どもの健(すこ)やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支(し)援(えん)を行うものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体と協力するとともに、その活動を支(し)援(えん)するものとします。

4 区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体その他関係機関と連(れん)携(けい)し、または協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実(じつ)施(し)に努めるものとします。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、子どもの年(ねん)齢(れい)、成長等に応じた権利が保障されるよう努めるものとします。

(区民等の役割)

第七条 区民等は、地域社会において子どもが権利の主体であることを認(にん)識(しき)し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支(し)援(えん)するよう努めるものとします。

2 事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てを両立できる環(かん)境(きょう)づくりに努めるものとします。

(育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体の役割)

第八条 育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるとともに、家庭、地域等との協力の下(もと)で子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支(し)援(えん)に努めるものとします。

第三章 子どもの幸せの実現に向けた取組の推進

(子どもの意見等の表明および参加)

第九条 子どもは、自分の意見等を表明することができ、それが尊重されます。

2 子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。

3 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、その活動において子どもの意見

等の反映または参加に努めるものとします。

- 4 区、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとします。
- 5 区、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するものとします。

(子どもの意見等を求めるための会議)

第十条 東京都北区長(以下「区長」といいます。)は、子どもの意見等を求めるための会議(以下この条において「会議」といいます。)を開くものとします。

- 2 区長は、子どもに関する区の施(し)策(さく)その他区長が必要と認めることについて、会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。
- 3 会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。
- 4 区長は、会議への子どもの参加がうながされ、会議が順調に運営されるよう、必要な情報を子どもに分かりやすい形で提供する等の支(し)援(えん)を行うものとします。
- 5 会議に参加する子どもは、第(だい)二(に)項(こう)に規定することについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。
- 6 区長は、前(ぜん)項(こう)の規定により、提出された意見等について、これを尊重するよう努めるものとします。

(虐(ぎゃく)待(たい)、体(たい)罰(ばつ)等の防止)

第十一条 虐(ぎゃく)待(たい)、体(たい)罰(ばつ)等は、子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与える重大な権利侵(しん)害(がい)であり、だれであっても、どのような理由があってもしてはなりません。

- 2 区は、関係機関と連(れん)携(けい)し、子どもに対する虐(ぎゃく)待(たい)、体(たい)罰(ばつ)等の防止および虐(ぎゃく)待(たい)、体(たい)罰(ばつ)等からの適切かつ速(すみ)やかな救済のために、必要な措(そ)置(ち)を講じ、または必要な支(し)援(えん)を行うものとします。

(いじめ等の防止)

第十二条 区、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵(しん)害(がい)(以下「いじめ等」といいます。)を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

- 2 区、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもに対するいじめ等の防止のために必要な措(そ)置(ち)を講ずるものとします。

3 区、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、いじめ等を受けた子どもを適切かつ速(すみ)やかに救済するため、関係機関と連(れん)携(けい)し、必要な支(し)援(えん)を行うものとします。

4 区が行ういじめ等の防止に係る取組は、東京都北区いじめ防止条例(平成二十七年三月東京都北区条例第五号)の基本理念その他同条例の規定との整合性を図(はか)りながら行われるものとします。

(子どもが安全・安心に過ごすことのできる環(かん)境(きょう)づくり)

第十三条 区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体と協力し、子どもが安全・安心に過ごすことのできる環(かん)境(きょう)づくりに努めるものとします。

2 区、事業者、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、法令等に基(もと)づき、その活動において子どものプライバシーが保護されるよう必要な措(そ)置(ち)を講ずるものとします。

3 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重するよう努めるものとします。

(子どもの居場所づくり)

第十四条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもの身近な生活の場において、子どもが自由にのびのびと遊び、学びその他の活動をするために必要な居場所づくり(次(じ)項(こう)において「子どもの居場所づくり」といいます。)に努めるものとします。

2 区は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体と協力し、またはその支(し)援(えん)に努めるものとします。

(子どもが相談しやすい環(かん)境(きょう)づくり)

第十五条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもがなやんでいること、困っていること等について、相談しやすい環(かん)境(きょう)づくりに努めるものとします。

2 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎(しん)重(ちょう)に取りあつかうよう努めるものとします。

(子ども一人ひとりに応じた学びの環(かん)境(きょう)づくり)

第十六条 区、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子ども一人ひとりの心身の状況、置かれている環(かん)境(きょう)等に応じて、子どもが望む形で学ぶことができる環(かん)境(きょう)づくりに努めるものとします。

(子どもの貧(ひん)困(こん)の防止)

第十七条 区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、健(すこ)やかに育ち、および学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体と協力して、子どもの貧(ひん)

困(こん)の防止に総合的に取り組むものとします。

第四章 子どもの権利に関する施(し)策(さく)の推進および検証

第一節 子どもの権利に関する施(し)策(さく)の推進等

(子どもの権利に関する施(し)策(さく)の推進)

第十八条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

(子どもの権利に関する普(ふ)及(きゅう)啓(けい)発(はつ))

第十九条 区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普(ふ)及(きゅう)啓(けい)発(はつ)に努めるものとします。

2 区、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めるものとします。

第二節 東京都北区子どもの権利委員会

(東京都北区子どもの権利委員会)

第二十条 区は、この条例に基(もと)づく子どもの権利に関する施(し)策(さく)を検証するために、区長の附(ふ)属(ぞく)機関として東京都北区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、学識経験者その他東京都北区規則(以下「規則」といいます。)で定める人のうちから区長が委(い)嘱(しょく)する委員十人以内をもって組織します。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任されることができます。

4 区長は、委員が心身の故障のため仕事を行うことができないと認める場合または仕事における義務違(い)反(はん)その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

5 委員は、仕事において知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の仕事)

第二十一条 権利委員会は、次に定めることを行います。

一 区長の諮(し)問(もん)を受けて、区における子どもの権利保障の状(じょう)況(きょう)、第二十四条の権利擁(よう)護(ご)委員からの報告、区が策定する子ども・子育て支援に関する計

画のうち子どもの権利に関するもの等について、調査および審(しん)議(ぎ)をすること。

二 前号の調査および審(しん)議(ぎ)の結果を区長に答申し、または子どもの権利に関する施(し)策(さく)の改善等を提言すること。

(会長および副会長)

第二十二條 権利委員会に会長および副会長を置きます。

2 会長および副会長は、委員の互(ご)選(せん)によって定めます。

3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代理します。

(招集等)

第二十三條 権利委員会は、会長が招集します。

2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

第五章 子どもの権利擁(よう)護(ご)

(子どもの権利擁(よう)護(ご)委員)

第二十四條 区は、子どもの権利の侵(しん)害(がい)からの適切かつ速(すみ)やかな救済を図(は)かるために、東京都北区子どもの権利擁(よう)護(ご)委員(以下「権利擁(よう)護(ご)委員」といいます。)を置きます。

2 権利擁(よう)護(ご)委員は、次に定める仕事を担当します。

一 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支(し)援(えん)をすること。

二 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。

三 子どもの権利の侵(しん)害(がい)からの救済のため関係者に要(よう)請(せい)をすること。

四 子どもの権利侵(しん)害(がい)を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること。

五 子どもの権利侵(しん)害(がい)からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。

3 権利擁(よう)護(ご)委員は、三人以内とし、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委(い)嘱(しょく)します。

4 権利擁(よう)護(ご)委員の任期は、二年とします。ただし、再任されることがあります。

5 区長は、権利擁(よう)護(ご)委員が心身の故障のために仕事を担当することができないと認め

る場合、第(だい)三(さん)項(こう)に規定する委(い)嘱(しょく)の要件を満たさなくなった場合
または仕事における義務違(い)反(はん)その他権利擁(よう)護(ご)委員としてふさわしくない行
いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

6 権利擁(よう)護(ご)委員は、仕事において、知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を
退いた後も同様とします。

(権利擁(よう)護(ご)委員の仕事の進め方)

第二十五条 権利擁(よう)護(ご)委員は、仕事を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見
等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

2 権利擁(よう)護(ご)委員は、公正かつ公平に仕事を行わなければなりません。

3 権利擁(よう)護(ご)委員は、それぞれ独立して仕事を行います。ただし、必要に応じて合議を
行います。

4 権利擁(よう)護(ご)委員は、自分に利害関係のある事案については、仕事を行うことができま
せん。

5 権利擁(よう)護(ご)委員は、毎年度、仕事の実(じつ)施(し)状(じょう)況(きょう)について区
長に報告しなければなりません。

6 区は、権利擁(よう)護(ご)委員の独立性および公正かつ公平に仕事を行うことができる環(か
ん)境(きょう)を確保するために必要な協力および支(し)援(えん)を行うものとします。

7 区民等、育ち学ぶ施(し)設(せつ)および団体は、子どもが権利擁(よう)護(ご)委員に相談等を
しやすい環(かん)境(きょう)を整えるよう努めるとともに、権利擁(よう)護(ご)委員の仕事に協
力するよう努めるものとします。

(権利擁(よう)護(ご)委員への相談等)

第二十六条 子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、権利擁(よう)護(ご)委員に
子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第二十四条第(だい)二(に)項(こう)第三
号の要請若(も)しくは同(どう)項(こう)第四号の意見の表明を行うことを求めることができます。

(権利擁(よう)護(ご)委員の要請および意見の尊重等)

第二十七条 区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、権利擁(よう)護(ご)委員から第二十四条第(だ
い)二(に)項(こう)第三号の要(よう)請(せい)および同(どう)項(こう)第四号の意見の表明を受
けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2 区の機関は、前(ぜん)項(こう)の取組を行うときには、その内容を権利擁(よう)護(ご)委員に
報告しなければなりません。ただし、同(どう)項(こう)の取組を行うことができないときは、理

由を付けてそのことを権利擁(よう)護(ご)委員に報告しなければなりません。

第六章 雑則

(委任)

第二十八条 この条例の施(し)行(こう)に関し必要な事(じ)項(こう)は、規則で定めます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施(し)行(こう)します。ただし、第四章第二節、第五章および次(じ)項(こう)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。(令和六年五月規則第五五号で、条例第四章第二節の規定は、令和六年七月一日から、条例第五章および付則第二項の規定は、令和六年九月一日から施行)

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区子どもの権利委員会	会長	二〇、六〇〇円
	学識経験者から委嘱された委員	一八、五〇〇円

○東京都北区子どもの権利委員会規則

令和六年六月七日規則第五七号

東京都北区子どもの権利委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（令和六年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」といいます。）第二十条第一項の規定に基づき設置する東京都北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）の組織および運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

(組織の構成)

第二条 条例第二十条第二項に規定する東京都北区規則で定める人は、次にかかげる人としてします。

- 一 区内に住んでいる人または区内で学んでいる人若しくは働いている人で公募によるもの
- 二 区内団体の推薦を受けた人
- 三 前二号に当てはまる人のほか、区長が必要と認める人

(臨時委員)

第三条 区長は、権利委員会に特別の事項を調査および審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができます。

- 2 臨時委員は、区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱します。
- 3 臨時委員は、第一項に規定する調査および審議が終了したときは、解嘱されるものとします。

(関係者の出席)

第四条 権利委員会は、その調査および審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができます。

(会議の公開)

第五条 権利委員会の会議は、公開を原則とします。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができます。

(庶務)

第六条 権利委員会の庶務は、子ども未来部子ども未来課において処理します。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、権利委員会が定めます。

付 則

(写)

資料 4

6 北子子第 2610 号
令和 6 年 10 月 10 日

東京都北区子どもの権利委員会会長 殿

東京都北区長 山田 加奈子

東京都北区子どもの権利委員会への諮問について

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（令和 6 年 3 月東京都北区条例第 3 号）第 21 条各号の規定に基づき、下記のとおり、貴委員会に諮問します。

記

諮問事項

次に定める事項について調査及び審議をし、子どもの権利に関する施策の改善等を提言すること。

- (1) 区における子どもの権利保障の状況
- (2) 子どもの権利擁護委員からの報告
- (3) 区が策定する子ども・子育て支援に関する計画のうち子どもの権利に関するもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区の子どもの権利に関する施策

第 1 期北区子どもの権利委員会

北区子どもの権利委員会で
大切にしたいこと
—子ども委員との話し合いから—

内田 塔子（東洋大学）

北区子どもの権利委員会ガイダンス

日時：2024年8月29日（木）9:30～12:30

場所：北区役所滝野川分庁舎

【参加者】

- ❖ 子ども委員（Gさん・Mさん・Mさん・Hさん・Mさん・Mさん）6名
- ❖ 林・内田
- ❖ 事務局 北区子ども未来課 子ども未来係（古平・小泉・梅村・曾根・小川）
- ❖ 制作会社ハンモック

【内容】

- ❖ 「北区子どもの権利と幸せに関する条例」の説明
- ❖ 北区子どもの権利委員会ってどんなことするの？
 - 会議で子どもが意見を言いやすい雰囲気をつくるには？
- ❖ 「北区子どもの権利と幸せに関する条例」のPR動画を一緒に考えよう



[北区子どもの権利委員会ホームページより](#)

大切にしたいこと

誰にとっても話しやすい場づくりのために

誰にとっても話しやすい場づくりのために大切にしたいこと

1. 座り方



おとなが大勢の中にポツンと子どもが一人で座るのは心細く、緊張して、話しづらい



子どもが集団で座ると、心強く話しやすい

発言するときに、1人の状態で周囲のおとなから見られるのは緊張する

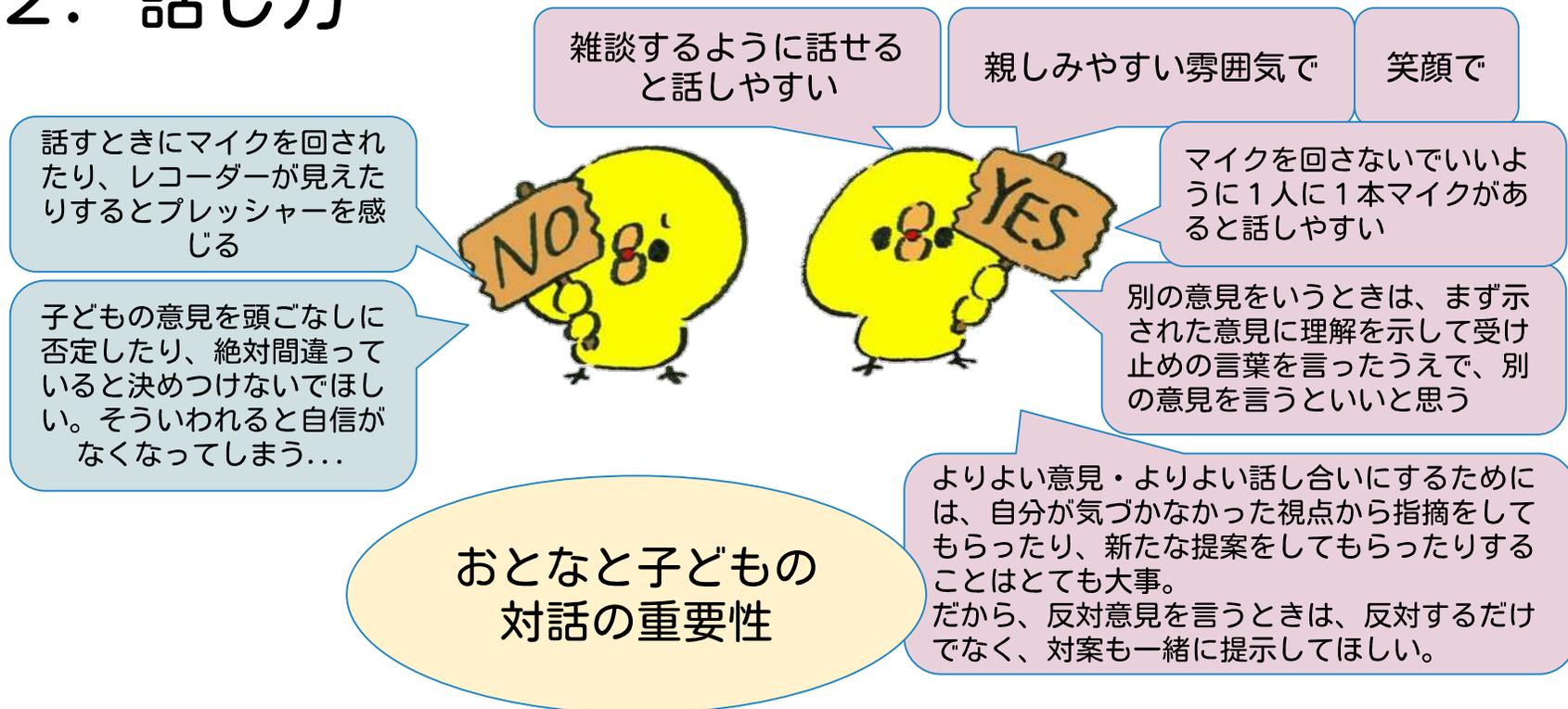
口の字型に机を並べて距離があるより、床に車座になったら話しやすい



足腰が痛いので床に座るのは辛い...

誰にとっても話しやすい場づくりのために大切にしたいこと

2. 話し方



誰にとっても話しやすい場づくりのために大切にしたいこと

3. 委員会の進め方



会議の冒頭に、お互いを知ることができるスモールトークをしてからだと話しやすい

意見を求める時、まず少人数ペアやグループで話し合う時間を取ってから聞かれると話しやすい

意見を言った後、その意見がどのように反映されたかを知りたい

挙手制より指名制の方が話しやすい

4. 服装



制服ではなく私服で参加したい

5. ICT（情報通信技術）活用



全員がタブレットを目の前に置き、オンラインボードに常に発言を打ち込んで共有できるというやすい。文字にした方が伝えやすい人・伝えやすい場合もあると思う

第 1 期北区子どもの権利委員会の開催スケジュール（案）

（令和 6 年 9 月～令和 8 年 8 月）

年度		日時	主な審議内容
令和 6 年度	第 1 回	令和 6 年 10 月 10 日	○委嘱状交付式 ○諮問 ○区の現状把握・課題共有 等
〃	第 2 回	令和 7 年 2～3 月頃	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
令和 7 年度	第 3 回	令和 7 年 5 月予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
〃	第 4 回	令和 7 年 7 月予定	○令和 6 年度事業実績の評価・検証
〃	第 5 回	令和 7 年 10 月予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
〃	第 6 回	令和 7 年 2 月予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
令和 8 年度	第 7 回	令和 8 年 5 月予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
	第 8 回	令和 8 年 7 月予定	○令和 7 年度事業実績の評価・検証
		～令和 8 年 8 月末	最終：ご答申

※委員会の進捗状況により、日程及び審議内容を変更する場合があります。

※第 2 回の日程及び審議内容については、決定次第別途お知らせいたします。

「第1期北区子どもの権利委員会」 会議のルールについて（案）

資料7

1 会議のルール

- どのような意見も尊重されます。一人一人の考えを大切にしましょう。
- 年齢に関係なく、だれもが等しく話し合いに参加できます。
- 思ったことや考えたことは、まとまっていなくても言うてみてOK。
- 何を話しても間違いではない。
- その人が話すペースを大切にす
- 誰かが話をしている時に発言しない
- 話したくないこと、個人的なことは、話さなくてだいじょうぶ
- 疲れたら休んだりしてもいい
- いちど言ったことをなしにして、他のことを言うてもだいじょうぶ

（こども家庭庁：こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインを参考に作成）

【子ども委員からの要望】

- 会議の席次では、子どもがまとまっていた方がいい
- 会議の場でも、子どもだけで話したり相談できるといい
- 会議の議題と関係ない話ができる時間があるといい
- 大人の笑顔、親しみやすい雰囲気があるといい
- 制服より私服の方がいい

（令和6年8月29日開催 子ども権利委員会開催準備イベント：子どもワークショップ
における意見から）

2 傍聴者のルールについて

- 飲食はできません。
- 議事に対して発言したり、騒ぎ立てたりする等、議事の進行を妨げることをしてはいけません。
- カメラ・スマートフォン等による録音、撮影等はできません。ただし、委員会の決により許可した場合は認めるものとします。
- このほか、審議会の秩序を乱した場合、会長は傍聴者に対し退場を命じることができるものとします。

3 議事録について

- 事務局は議事録をまとめるため、レコーダで録音します。
- 委員の方に議事録（案）を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。
- 議事録は、区ホームページで公開します。ただし、議事録の発言者氏名は「委員」と変更しますので、発言者は特定されない形とします（会長のみ「会長」と記載）。



子どもの権利に関する施策等 に関する報告事項

令和6年10月10日

子ども未来部子ども未来課

(1) 子どもの権利と幸せに関する条例



子どもの最善の利益

子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします。

誰一人取り残さないこと

子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重し合い、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます。

社会全体で子どもを育む

子どもが将来への夢と希望を持って、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します。

条例で定める**大切な子どもの権利**とは



子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等のあらゆる場面において、特に次にかかげる権利が保障されます。

- ◎自分の意見、考え、気持ち等を表明し、およびそれが尊重されること。
- ◎身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- ◎差別をされないこと。（家庭の環境、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方等により）
- ◎安全・安心に過ごせること。
- ◎ゆったりと安心できる場所で休めること。
- ◎プライバシーが大事にされること。
- ◎遊ぶこと。
- ◎様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。
- ◎くり返し挑戦できること。
- ◎なやんでいること、困っていること等を相談できること。
- ◎一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

(2) 子どもの権利と幸せに関する条例に基づく取組



経過	内容	詳細
令和6年4月1日	子どもの権利と幸せに関する条例施行	大切な子どもの権利 子どもの権利を保障するための役割 子どもの幸せの実現に向けた取組の推進 東京都北区子どもの権利委員会 子どもの権利擁護
令和6年6月1日	子どもの意見等反映推進事業実施基準の制定・マニュアル策定	区の職員が、子どもの意見を聴く取組を行う手法などについて定めた基準・マニュアル
令和6年7月1日	北区子どもの権利擁護委員設置	子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るための委員です。 -北区子どもの権利擁護委員- 佐賀 豪（さが たけし） 弁護士 田畑 智砂（たばた ちさ） 弁護士
令和6年9月1日	北区子どもの権利委員会設置	子どもの権利に関する施策に関する検証、調査等を行うための会議です。
令和6年9月10日	子どもの権利相談窓口開設	子どもの権利侵害に関する相談窓口です。 北区にお住まい、就学などしている子ども相談ができます。 子どもに関わりのある方（大人）からの相談も受け付けています。

条例に基づく区の実施について①



子どもの意見等を聴取する取組

・令和6年度

20課で子どもの意見聴取の実施又予定

⇒子どもの意見等を聴取する取組が着実に浸透

子どもの意見等を求めるための会議

○中学生モニター会議（令和6年7月23日～7月30日）

「北区教育・子ども大綱」の改定について（企画課）

「北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画」の策定について（防災まちづくり担当課）

○小学生との区政を話し合う会（令和6年10月16日）

（仮称）北区強靱化プロジェクトについて（防災まちづくり担当課）

○高校生モニター会議（令和6年11月11日）

ヤングケアラー支援について（子ども家庭支援センター） など

条例に基づく区の実施について①



全庁的な新たな取組

・令和6年度

【学び未来課】1人1台端末きたコン内に特設サイトを設置

⇒子ども向けアンケート実施手続を整備。職員がスムーズにアンケート調査を行える環境を整備

【経営改革担当課】指定管理者モニタリングの評価項目に「子どもの権利」を新たに追加

⇒子どもが利用する施設における「子どもの権利保障」や「意見等の表明又は参加の機会の確保」、「権利侵害の防止に係る取組」みを調査する仕組みを実施マニュアルに反映

【しごと連携担当室】「子どもの権利と幸せに関する条例」を題材にした職員研修を企画

⇒全管理職員や係長級以下の希望職員に対し、研修を実施予定

条例に基づく区の実践について②（子ども未来課）

子どもの権利委員会への「子ども委員」の登用

子どもの権利委員会には、学識経験者、民生児童委員など地域の様々な立場の委員とともに、子どもの意見や視点を反映させる観点から、子どもの権利の当事者である中学生10人を「子ども委員」として委嘱する。附属機関の委員に18歳未満の子どもを登用するのは全国的にも珍しく、東京23区では初、都内で2例目。

子どもの権利委員会開催準備イベント：子どもワークショップの開催（8月29日）



子ども委員が会議で意見を言いやすい雰囲気づくり議論するため、8月29日に、「子ども委員」予定者等とワークショップを開催し、意見を出し合った。

【意見】

- ・マイクを渡されると、注目されてしまい、緊張する（1人一台マイクがあるといい）
- ・見られている、というのを意識させない方がいい
- ・会議の席次では、子どもがまとまっていた方がいい
- ・会議の場でも、子どもだけで話したり相談できるといい など。

(3) 子どもの権利普及啓発の取組



普及啓発の経過

経過	内容	詳細	参加人数
4月1日	北区ニュース1面(特集)	条例周知	
5月16日	スクールカウンセラー研修	条例周知	30人
5月20日	要保護児童対策協議会(実務者会議)	条例周知	
6月11日	小学校・中学校PTA連合会	条例周知	87人
7月2日	青少年赤羽地区協議会		50人
7月9日	青少年王子地区協議会	子どもの権利擁護員 講習	33人
7月12日	青少年滝野川地区協議会	条例周知	38人
7月23日	区長と俳優・黒谷友香氏の対談	対談・PR動画制作	観覧 10人
8月28日	浮間子ども・ティーンズセンター	子どもの権利擁護員 視察	
9月9日	ヤングケラー研修(養護教員向け)	条例周知	50人

子どもの権利普及啓発の取組①



普及啓発冊子：子どもの権利と幸せに関する条例 HANDBOOK制作

子どもに関わる大人向け 普及啓発活動

- ・スクールカウンセラー、青少年王子地区協議会など、子どもに関わる大人向けの普及啓発活動を展開

学校出前講座（実施予定）

- ・区の職員などが学校に出向いて、子どもたちに直接、条例の中身や大切な子どもの権利についてお話しします。

子どもの権利と幸せに関する条例PR動画

- ・「どんな動画だと子どもに伝わるかな」

区の職員と子どもたちが一緒にアイデアを出し合い、条例のPR動画を製作します。



写真は、青少年王子地区協議会で登壇する田畑子どもの権利擁護委員

子どもの権利普及啓発の取組②



区長×俳優 黒谷友香さん スペシャル対談（7/23）

「北区つかこうへい劇団」の舞台に出演していたことがあり、北区ともゆかりがある俳優の黒谷友香さんと区長の対談が実現しました。北区子どもの権利と幸せに関する条例の中身や子どもの権利について、対談が行われました。

【参考：YouTube北区公式チャンネル】

<https://www.youtube.com/watch?v=WnT--peiHB0>（対談・黒谷さんコメント）

<https://www.youtube.com/watch?v=VDUvy88m5Es>（区長コメント）

条例普及啓発「PR動画制作ワークショップ」（第2回9/25開催）

○8月29日開催の「子どもの権利委員会開催準備イベント：子どもワークショップ」に引き続いて、「北区子どもの権利と幸せに関する条例」のPR動画制作ワークショップの第2回目を開催しました。

(4) 子どもの権利擁護委員の取組



子どもの権利擁護委員の仕事

北区子どもの権利擁護委員 佐賀 豪（さが たけし） 弁護士 田畑 智砂（たばた ちさ） 弁護士

子どもの権利擁護委員とは ～権利擁護委員の仕事～「子どもの権利」を守るため次のような仕事をします

○子どもから相談に応じ助言・支援

○権利侵害について調査

○権利侵害からの救済と関係者へ要請

○子どもの権利について理解の普及、関係者との協力の推進

北区子どもの権利相談窓口の開設・運営

9月10日 ～子どもの権利相談窓口 開設～

子どもの権利擁護委員は、開設まで、区の子どもの権利相談窓口の対応マニュアル作成支援、相談窓口スタッフの対応研修など、区の窓口開設の準備に協力していただきました。

10月4日 現在 開設1か月 相談件数 **4**件

北区子どもの権利普及啓発活動

- ・ 7月1日の委嘱以降、青少年王子地区協議会での講演など、区の普及啓発活動にご協力いただいています。
- ・ 今後も、11月の児童館まつりなど様々な場面で、子どもの権利普及啓発活動に参画いただく予定です。11



写真中央が佐賀弁護士、右が田畑弁護士

